郡山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。 令和6年3月15日

郡山市長 品 川 萬 里

## 郡山市条例第12号

郡山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

郡山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年郡山市条例第39号)の一部を次のように改正する。

改正後			改正前		
別表第3(第14条、第18条関係)			別表第3(第14条、第18条関係)		
種類	支給範囲	支給額	種類	支給範囲	支給額
(略)			(略)		
特殊車両又は大	グレーダ、ロードスイーパ若しくは	勤務1日に			
型車両運転作業	タイヤドーザ又は大型自動車の運転	<u>つき300円</u>			
従事職員の手当	作業に従事した会計年度任用職員				

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。